

日野町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年 5 月

日野町教育委員会

目 次

1. 計画の策定にあたって	2
2. 本町の現状と課題（令和7年度数値）	2
3. 達成すべき目標	3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5. 健康確保措置の充実	5
6. フォローアップと実効性の担保	6

1. 計画の策定にあたって

(1) 趣旨と背景

本計画は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」第7条の規定に基づき、文部科学大臣が定める「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に即して策定するものです。

近年の教育環境は複雑化・多様化しており、教職員の時間外業務が常態化している実態があります。教職員が心身ともに健康で、自らの人間性や創造性を高め、児童生徒に対して効果的な教育活動を行う環境を整えることは、質の高い教育を持続的に提供するために不可欠です。本町では、教職員の働きやすさと働きがいとを両立し、専門性を最大限に発揮できる環境を強力に推進します。

(2) 計画期間

令和8年度～令和11年度（4年間）

政府が掲げる「令和11年度までに1か月あたりの時間外在校等時間を平均30時間程度に削減する」という目標に合わせ、本町でもこの期間を集中改革期間と位置づけます。

2. 本町の現状と課題（令和7年度数値）

令和7年度における、本町教職員の勤務状況は以下の通りです。

(1) 勤務時間、健康状況（令和8年2月末現在）

項目	現状値
時間外在校等時間（年平均時間／月）	20.9時間
月45時間を上回る教職員の割合	7.6%
月80時間を上回る教職員の割合	0%
ストレスチェック受診率	100%
高ストレス者の割合	11.5%
長期の病気休暇取得者の割合	3.8%
心身の不調による休職者の割合	0%

(2) 時間外在校等時間（令和8年3月末現在）

業務内容	割合
分掌業務	44.2%
担任業務	19.1%
教科業務	9.5%
部活動	9.4%
教材研究	2.7%
その他	15.1%

(3) 課題

平均時間は減少傾向にあるものの、依然として月45時間を超える教職員が存在しています。また、特定の業務に対する負担感や、高ストレス者の割合など、個別の健康

リスクへの対応が課題となっています。

3. 達成すべき目標

本計画期間において、以下の数値を必達目標として掲げます。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1 か月時間外在校等時間が 4 5 時間以下の割合を 1 0 0 %にする。
- ・ 1 か月時間外在校等時間が 8 0 時間を超える割合 0 %を継続する。
- ・ 令和 1 1 年度までに、年間における 1 か月時間外在校等時間の平均時間を 3 0 時間以内に削減する。

(2) ワーク・ライフ・バランスに関する目標

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を 1 0 日以上とする。
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 8 %以下まで減少させる。
- ・ 長期の病気休暇を取得する教職員を 0 人とする。
- ・ 心身の不調による休職者数 0 人を継続する。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 教育委員会による行政的支援

①「学校の責任」から「行政の責任」への転換

- ・ 公会計化の推進

令和 1 0 年度を目途に、教材費等の学校徴収金の公会計化について検討、実施し、教職員の現金管理・督促業務を解消します。

- ・ 外部相談窓口の設置

令和 1 1 年度を目途に、保護者等からの過剰な苦情や不当な要求に対し、町長部局と連携した相談窓口を設置し、弁護士等の専門家を活用できる体制を構築します。

②人的リソースの拡充と最適化

- ・ 支援員等の配置

授業や生活指導等を支援する支援員、コーディネーターを適切に配置します。

- ・ 部活動の地域展開

休日の部活動の地域展開ができる体制整備を進めるとともに、平日は部活動指導員、外部指導者の配置を進めます。

- ・ 共同学校事務室の整備

学校事務体制を強化し事務負担の軽減を図るため、他町と連携し、共同学校事務室の整備を進めます。

(2) 学校における組織マネジメント

①適正な勤務管理の徹底

- ・ 1 1 時間インターバルの確保

終業から翌日の始業まで 1 1 時間以上の休息時間を確保します。

- ・ 持ち帰り業務の可視化

原則として持ち帰り業務は禁止とし、やむを得ず行った場合はその時間を給与・勤怠管理システムに記録し、管理職はその実態を把握、指導改善を行います。

- ・ 18時以降の電話対応

平日の18時以降の電話は、教育委員会事務局へ集約することを徹底し、教職員を勤務時間外の対応から解放します。

②教育課程・行事の見直し

- ・ 授業時数の適正化

標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合は、見直しを行います。

- ・ 活動の精選

学校行事、放課後の活動については、その効果を検証し、真に児童生徒の成長に寄与する活動内容とするとともに、精選を図ります。

③校務 DX の推進

- ・ デジタル連絡の徹底

保護者連絡等のデジタル化を推進し、「GIGA スクール構想の下での校務 DX チェックリスト」（文部科学省）に基づいた自己点検を実施します。

（３）「業務の３分類」に基づく役割分担の明確化

教職員が専門性を発揮すべき「授業」や「生徒指導」に注力できるよう、以下の３分類を徹底します。

イ 基本的には「学校以外」が担うべき業務

学校や教職員ではなく、行政、地域、保護者が主体となって担うべき業務です。

項目	内容	対策
登下校時の通学路における見守り	通学路の日常的な安全立哨、交通指導	PTA、日野町青少年育成会、交通安全指導員や地域住民との連携を強化し、地域主体の活動を推進します。学校の立番は廃止します。
放課後・夜間の校外巡回、補導対応	夜間の巡回、児童生徒が補導された際の引き取り	放課後の見回りは「日野町地域防犯・生活安全パトロール協議会」等に委託し、学校による自主巡回は行いません。事案発生時の対応は「保護者責任」であることを徹底します。
学校徴収金の管理（公会計化）	教材費等の徴収、現金管理、未納者への督促	令和10年度を目途に、教材費等の学校徴収金の公会計化について検討、実施し、教職員の現金管理・督促業務を解消します。
過剰な苦情や不当な要求への対応	理不尽な要求、長時間の電話対応、法的判断を要するトラブル対応	令和11年度を目途に、町長部局と連携した外部相談窓口を設置します。弁護士や心理専門職を含む「学校問題解決支援チーム」（仮称）を組織し、行政が責任を持って対応します。
地域学校協働活動の連絡調整	地域住民やボランティアとの事業調整	地域コーディネーターを引き続き委嘱し、地域学校協働ボランティア等との連絡、調整を行います。

ロ 学校の業務だが、必ずしも「教師」が担う必要のない業務

学校内の業務の中で、事務職員や専門スタッフ、外部委託で担う業務です。

項目	内容	対策
調査・統計への回答、事務手続き	国・県・町からの調査回答、備品管理、各種公文書作成	事務職員が主導し、教師の事務作業を「確認のみ」に削減します。校務 DX を活用し、入力項目を精選します。また、共同学校事務室を核とした体制を整備します。
施設管理、清掃	校舎の軽微な修繕、大規模な清掃	PTA、地域ボランティアに環境整備を依頼します。また、事業者への清掃業務委託を進めます。
部活動（地域展開）	休日の練習、大会引率及び平日の指導	令和 11 年度までに、原則として休日の全ての部活動の地域展開を実現できるように体制の構築を進めます。平日の指導についても、部活動指導員、外部指導者の配置を増やします。
学校広報・ウェブサイト管理	学校だより、公式 HP の更新	様々な職種の教職員が積極的に参画し、作業負担が特定の個人に集中しないようにします。場合によっては、外部委託も検討します。
ICT 機器の保守・管理	タブレットやネットワークのトラブル対応	業者への委託を継続し、教職員が技術的なトラブル対応に時間を割かれないようにします。

ハ 「教師」の業務だが、負担軽減を徹底すべき業務

教師の専門業務ではあるが、ICT や外部の力を借りて効率化・高度化すべき業務です。

項目	内容	対策
授業準備、学習プリント作成、採点業務	日々の教材研究、テストの採点、成績処理	教員業務支援員が、プリント作成や単純採点を補助します。デジタル教材や AI ドリルによる自動採点を推奨し、プリント作成や各種事務処理を削減します。
支援が必要な児童生徒への対応	不登校、発達課題、家庭環境への配慮が必要な児童生徒への対応	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールライフサポーターを核とし、チーム体制を確立します。担任一人に負担を集中させず、専門職との協働を前提とします。
学校行事、放課後の活動の精選	準備・運営の効率化等	前例踏襲を廃止。「児童生徒の成長に真に必要なのか」を基準に、精選、効率化を図ります。各活動への地域ボランティア参画を促し、教職員の拘束時間を短縮します。
給食の時間における対応	給食指導、配膳管理	配膳管理は、栄養教諭が主導し、学校支援員等が補助に加わる体制を継続します。給食時間に複数の教職員で指導する体制を構築し、交替しながら学級事務等を行う時間を確保します。

5. 健康確保措置の充実

(1) 面接指導の実施

1 か月時間外在校等時間が80時間を超えた、または管理職が必要と認めた教職員に対し、医師・産業医による面接指導を確実に実施します。

(2) 学校閉庁日の設定

夏季休業期間および冬季休業期間において、一定期間の学校閉庁日を設定し、教職員がまとまった休暇を取得できるよう促進します。

(3) 柔軟な働き方の検討

早出遅出勤務制度やテレワークの導入について検討します。

6. フォローアップと実効性の担保

(1) 透明性の確保

時間外在校等時間の状況を毎年度、町のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会および総合教育会議において報告します。

(2) 実地指導の実施

目標達成が困難な教職員に対しては、教育委員会が聞き取りや指導、個別の支援策の講じ、当該年度内での改善を目指します。

(3) 管理職研修の充実

校長等の管理職に対し、マネジメント能力向上を目的とした研修を実施し、組織的な働き方改革を支援します。